

**病児保育室**  
**《うさぎ保育所》**  
**利用のしおり**



平成 31 年 3 月

## 病児保育について

保護者の方が就労している場合などは、お子さんが病気にかかったとき、自宅での保育が困難なことがあります。

こうしたときでも安心して子育てできるよう、病院に併設した保育室で、当面症状の急変が認められない病気のお子さんを保育士と看護師が体調を看ながら一時的に保育する事業です。

ただし、伝染性感染症など全ての疾患に対応できるわけではありません。

また、児童の安全を最優先し、お預かりできるのは症状の急変が認められない場合に限りまので、どんな病気や症状でもすぐに預けられるというものではありません。病気や症状によっては保護者の責任において保育をお願いする場合がありますので、利用に関しては必ず医師の診断が必要となります。

なお、利用者間での感染には細心の注意をいたしますが、病気が全くうつらないということではありませんので、十分にご理解のうえ了解いただき、相互協力のもとご利用いただくようお願いいたします。

### ●利用できるお子さん

白井市・鎌ヶ谷市に在住する生後6か月から小学校6年生までのお子さん（白井市・鎌ヶ谷市の保育園等に在籍している市外のお子さんも含む）で、当面症状の急変が認められない病気であり、次のいずれかに該当するお子さん

- ①保育認定を受けているお子さん
- ②保護者が就労しており、幼稚園に在園しているお子さん
- ③学童保育所を利用しているお子さん
- ④その他保護者の就労もしくは疾病等により、家庭で養育することが困難なお子さん

※ お子さんの疾患や症状によっては、病児保育室の利用ができない場合がありますので必ず事前にご確認ください。（→●病児保育利用基準 参照）

## ●病児保育利用基準

利用の可否は、小児科外来で判断します。

急性期治療が必要な状態や状態悪化が懸念される場合、ご家族による看護が必要な場合はお預かりできません。

学校感染症等の感染力が強い疾患の場合は、感染力がなくなるまでお預かりできません。

また、すでに利用している他のお子さんの症状によってもお預かりできないことがあります。

必ず保護者付添いのもと受診したうえで医師の判断に従ってください。

◎学校感染症例

- ・インフルエンザウイルス感染症 ・百日咳 ・麻疹 ・風疹
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・水痘（水ぼうそう）
- ・咽頭結膜炎 ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 ・コレラ ・細菌性赤痢
- ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス
- ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎
- ・その他学校、幼稚園、保育所で予防すべき感染症

## ●利用できる日・時間及び利用限度

◎利用できる日 : 月曜日から土曜日（ただし、土曜日は病児保育室利用に関する診察を行っていませんので、金曜日までに白井聖仁会病院で受診し継続的に利用するお子さんのみの利用となります。）

（祝祭日・年末年始（12月29日から1月3日）・実施施設が指定した休業日を除く）

◎利用できる時間：午前8時から午後6時まで（月曜日から金曜日）

午前8時から午後1時まで（土曜日）

※ 利用の初日は受診後の利用となります。（午前9時から診察開始）

※ 継続して利用する場合でも、お子さんの症状は受診したときと同じとは限りません。より安全な保育を実施するため、必要に応じ医師が症状の確認を行います。お預かりするときの症状によって再度受診が必要と判断した場合は、保護者付添いのもと受診していただきますので、ご理解ご協力をお願いします。

◎利用限度 : 原則として、1回につき連続して7日間（休業日を含む）

## ●利用できる人数

1日につき3人（ただし、保育するお子さんの病状により感染予防等のため人数を制限することがあります。）

## ●利用料金等

◎白井市・鎌ヶ谷市に在住するお子さん

お子さん1人につき、1時間当たり300円

（別途 食事・おやつ代 540円が必要です）

◎白井市・鎌ヶ谷市の保育園等に在籍する同市以外に在住するお子さん

1時間当たり500円

（別途 食事・おやつ代 540円が必要です）

◎免除措置

生活保護世帯、市民税非課税世帯については、無料とします。

### 免除措置を受ける場合

- 利用料の免除を受ける場合は、白井市又は鎌ヶ谷市の保育担当課に利用登録申込書を持参し、該当世帯である旨の確認を受けた後、事前に利用登録申込書を病児保育室に提出してください。
- 確認を受けようとする日の属する年（4月～8月に確認を受けようとする場合は、その前年）の1月1日現在の住所地が市外の方は、前住所地で交付される非課税証明書を持参してください。

※ 利用料金等が未納の方は、次回の利用をお断りする場合があります。

## ●利用のしかた

### 1 事前登録

◎利用をお考えの方は、原則として、事前に登録が必要です。

これは、お子さんの既往歴、予防接種の状況、発達の状況、家族構成など、お子さん自身とお子さんの生活環境に関する情報をあらかじめ登録しておくものです。

◎「利用登録申込書」・「重要事項確認書」に必要事項を記入の上、病児保育室に提出してください。なお、有効期間は提出のあった日から1年間となります。

◎有効期間中であっても、実際の利用時において、事前に登録した内容に変更がある場合は、利用登録申込書を再提出していただく場合があります。

## 2 病児保育利用予約

◎利用日前日又は当日に病児保育室に電話し、空き状況の確認と予約を行ってください。

### 予約受付時間

月～金：午前 8 時～午後 5 時      土：午前 8 時～正午  
ただし、祝祭日・年末年始を除く

◎前日予約のキャンセルは、当日午前 7 時までに必ずご連絡ください。

◎予約及び受付時間外のキャンセルの連絡先は 8 ページに掲載しています。

## 3 受診

利用にあたっては、他の病院をすでに受診しているときも必ず白井聖仁会病院での受診が必要となります。

◎保護者の方は、利用希望時間の 30 分前までに、総合受付へ「病児保育利用予定者」であることを伝え、小児科で「利用確認票」の必要事項（保護者記入欄）を記入してください。

◎受診後、医師に「利用確認票」の必要事項（医師記入欄）を記入してもらい、看護師とともに病児保育室へお越しください。

◎先に利用しているお子様の症状などによってはお預かりできない場合があります。

◎病院の診療受付時間と診療時間は、下記をご参照ください。

### 診療の受付時間

午前：

（月）午前 7 時～午前 11 時 30 分

（火）午前 6 時 30 分～午前 11 時 30 分

（水）～（土）午前 7 時～正午

午後：

（月）（水）（木）（土）午後 0 時 30 分～午後 4 時 30 分

（火）（金）午後 0 時 30 分～午後 6 時

※病児保育利用予約受付時間は上記 2 をご覧下さい。

## 4 利用申込

◎ご利用日初日は、病院で受診後、下記書類に必要事項を記入したうえで、病児保育室にお越しください。また、当日の持ち物は、「●持ってくるもの・チェックリスト」でご確認ください。

◎ご利用日初日は、聞き取り等に時間がかかる場合があります。

- ①利用申込書      ②家庭連絡票
- ③委任状            ④与薬依頼書

◎継続して利用する場合でも、必要に応じ、お子さんの症状を医師が確認することがあります。

## 5 利用料金等の支払い方法

◎お子さんのお迎え時に病児保育室にて現金でお支払いください。なるべくおつりがないようにご協力お願いいたします。

## ●持ってくるもの・チェックリスト

◎必ず必要なもの

### 【利用日初日】

- 利用申込書                      与薬依頼書                      家庭連絡票
- 委任状                              母子手帳                        健康保険証
- 子ども医療費助成受給券
- 現在内服している薬

### 【利用日ごと】

- 家庭連絡票                      着替え（上・下） 2組
- ビニール袋（洗濯物を入れるためのレジ袋など）
- 下着 2～3組                      バスタオル 2枚
- 口ふきタオル

◎年齢に応じて

- ミルク                              哺乳びん                        オムツ 6～7枚
- 食事用エプロン                      歯ブラシ 1本

◎必要に応じて

- 弁当・おやつ・飲み物
- 現在の症状に対して処方されている薬
- 食事用エプロン
- おしり拭き

◎その他、お気に入りのおもちゃや絵本、ぬいぐるみなど

※ アレルギーがあるお子さんは、お弁当をお持ちいただくこともできます。

※ 全ての持ち物に必ずお子さんのお名前を書いてください。

## ●利用上の注意

- ◎保育時間は厳守願います。延長保育は行いませんので、必ず時間内のお迎えをお願いします。
- ◎受診前の病児保育室での先預かりはできません。
- ◎病児保育中に急激な体調変化があった場合や、伝染性感染症が疑われる場合は、再受診をお願いし、治療を行うことがあります（その場合、別途費用がかかります）。また、場合によっては保育を切り上げてお迎えをお願いする場合があります。
- ◎診察を行った場合は、病児保育室の利用料とは別に診察料がかかりますので、1階の会計で必ず精算をお願いします。

## 重要事項確認書

病児病後児保育室のご利用にあたって下記の重要事項をご確認くださいませようお願い致します。

- 1 受診後、医師の判断により保育が出来ないと判断した際は、ご利用をお断りさせていただく場合がございます。
- 2 保育中に症状の変化が見られた場合は保護者様へご連絡を致します。緊急時には事後承諾で先に治療を開始する場合がございます。(別途、費用がかかります)
- 3 利用者間の感染には細心の注意を払いますが、感染の可能性が全くないということではございません。また、他の感染症のお子様が同日に利用されている場合は保護者様へご確認のご連絡を致します。
- 4 保育中に症状が悪化し、保育の継続が困難になった時には、予定時間前でもお迎えをお願い致します。
- 5 ご利用当日は、必ず連絡がとれるようお願い致します。
- 6 緊急連絡が取れなかったことにより不利益が生じても、当病児病後児保育室では責任を負いません。
- 7 やむを得ない事情を除き、必ず18時までにお迎えをお願い致します。
- 8 利用料金及び給食おやつ代は、利用当日のお迎え時に全額お支払い下さい。
- 9 利用予約のキャンセルは可能ですが、予約当日7時までには必ずご連絡をお願い致します。
- 10 利用予約時間にお見えにならない場合は保護者様にご確認のご連絡を致します。その際連絡がとれなかった場合は、他の方に利用をお譲りさせていただきます。
- 11 原則として病名の変更がない場合、7日間利用することが可能です。  
更に延長して利用する場合は、改めて医師の診断及び利用申請書の提出が必要です。
- 12 災害等により他の場所へ避難をした場合には、当病児病後児保育室に入口に避難先を掲示いたしますので、お迎えは指定の場所をお願い致します。
- 13 以上の事項及び保育室のルールをお守りいただけない方は、次回からの利用をお断りさせていただきます。

---

上記内容を確認し、承諾の上、ご署名をお願い致します。

平成 年 月 日

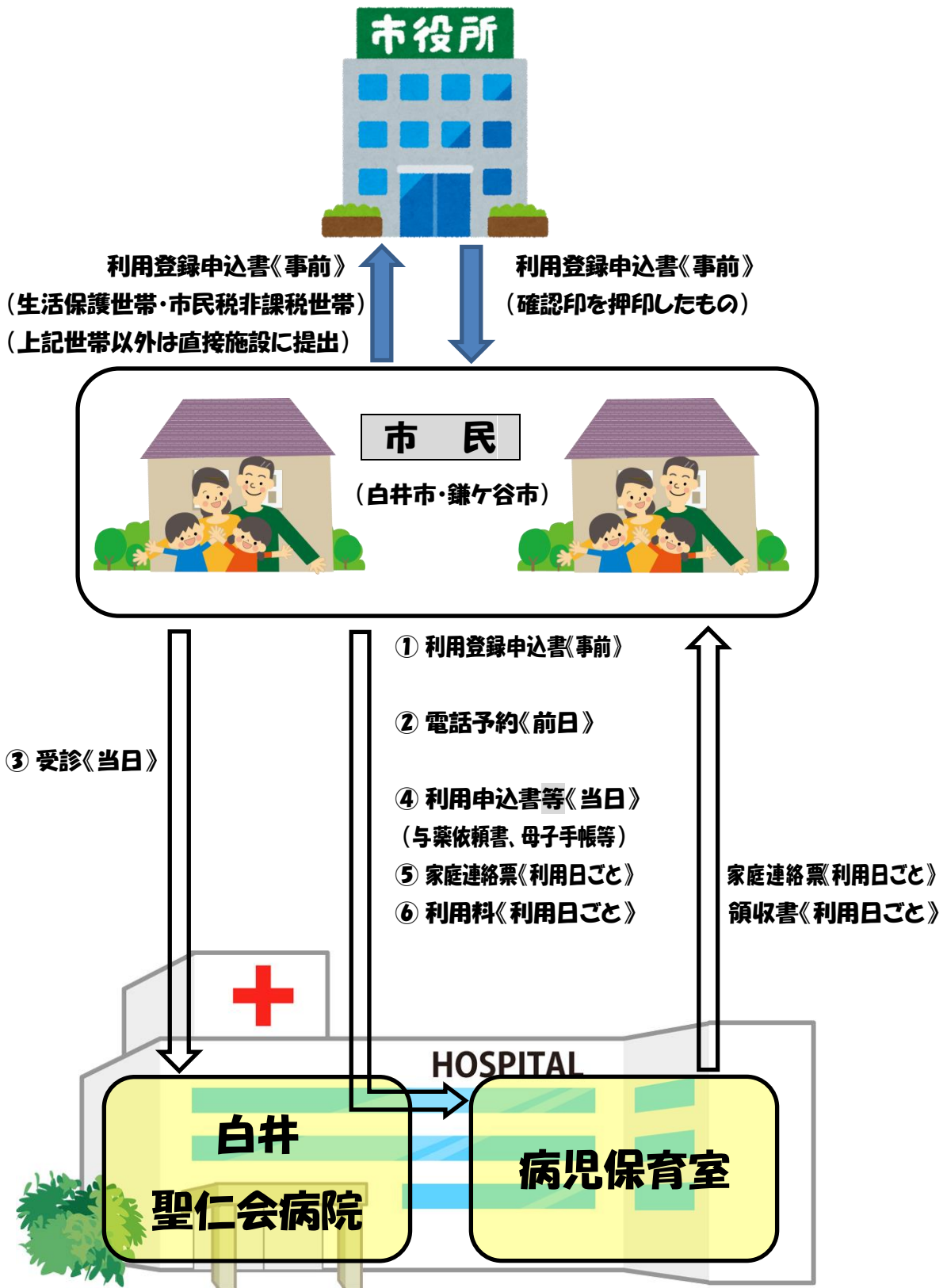
保護者氏名

印

※ 病児保育室に提出して下さい。



# 利用手続きの流れ





### 予約電話番号

うさぎ保育所 070-2656-5671

時間外のキャンセルの電話番号(予約時間外)

白井聖仁会病院 047-491-3111

### 関係機関電話番号

白井市役所保育課 047-497-3488 (直通)

鎌ヶ谷市役所幼児保育課 047-445-1141 (代表)

必要書類等については白井市のホームページからダウンロードできます。